

栃木県伝統工芸品振興協議会設置要領

昭和60年9月30日制定

平成16年4月1日改定

平成30年4月1日改定

第1 趣旨

栃木県伝統工芸品指定に係る基本方針に基づき、栃木県伝統工芸品振興協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事務

協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 伝統工芸品の指定並びにその変更及び解除に関する事。
- (2) その他伝統工芸品産業の振興に関する事。

第3 組織

協議会は、委員15人以内をもって組織する。

第4 委員

委員は、次の各号に掲げるもののうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 業界関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係商工団体の役職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他知事が必要と認める者

第5 任期

委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

第6 会長

協議会に会長を置き、会長は、産業労働観光部長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

第7 会議

協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、協議会に必要と認めたときは、関係職員の出席を求めることができる。

第8 庶務

協議会の庶務は、産業労働観光部工業振興課において処理する。

雑則

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。